定例庁議次第

令和８年５月１２日
役場２階第２会議室

１．開　会

２．挨　拶

３．審議事項
非公開

４．報告事項
なし

５．議案事項
(1)　議案第３８号　令和６年度　吉岡町役場庁舎空調設備更新工事変更請負契約の締結について　（企画財政課　齋藤課長）【資料番号２】

(2)　報告第６号　損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について　（建設課　大澤課長）【資料番号３】

(3)　議案第３５号　吉岡町特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例　（建設課　大澤課長）【資料番号４】

(4)　議案第３６号　吉岡町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例　（建設課　大澤課長）【資料番号５】

(5)　議案第３７号　吉岡町建築協定に関する条例の一部を改正する条例　（建設課　大澤課長）【資料番号６】

(6)　承認第２号　吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて　（税務会計課　米沢課長）【資料番号７】

(7)　議案第３２号　吉岡町税条例の一部を改正する条例　（税務会計課　米沢課長）【資料番号８】

(8)　報告第７号　令和７年度　中央監視システム更新工事変更計契約の締結に関する専決処分の報告について　（上下水道課　永井課長）【資料番号９】

（9） 吉岡町固定資産評価審査委員会委員の選任について

（議会事務局　岸局長)【資料番号１０】

６．その他

７．閉会

様式第２号（第４条関係）

資料番号２

５月１２日　庁議提出案件【概要説明書】

●内　　容【３．議案事項（１．議案)】
○公　　開【１．公開】
○公開時期【１．庁議後】
○概要説明【１．要】

付議者　企画財政課長　齋藤　智幸

【件　名】

議案第３８号　令和６年度　吉岡町役場庁舎空調設備更新工事変更請負契約の締結について

【目　的】

令和６年度　吉岡町役場庁舎空調設備更新工事変更請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年吉岡村条例第７５号）第２条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

【概　要】

１　工事名称　　令和６年度　吉岡町役場庁舎空調設備更新工事
２　契約方法　　条件付き一般競争入札
３　契約金額　　変更前　１２５,２６８,０００円
（内消費税額　１１,３８８,０００円）
変更後　１２８,５１３,０００円
（内消費税額　１１,６８３,０００円）
４　請 負 者　　クシダ・木之内　令和６年度　吉岡町役場庁舎空調設備更新工事特定建設工事共同企業体
代表者　群馬県高崎市貝沢町甲９６５番地
クシダ工業株式会社　代表取締役　串田　洋介
構成員　群馬県北群馬郡吉岡町大字上野田１３２９－６
株式会社木之内設備吉岡支店　支店長　木ノ内　豊
５　補 助 金　　無　・　~~有~~

【仮契約日】

令和８年４月２０日

【上程予定】

令和８年第２回定例会

様式第２号（第４条関係）

資料番号３

５月１２日　庁議提出案件【概要説明書】

●内　　容【３．議案事項（２．報告)】
○公　　開【１．公開】
○公開時期【１．庁議後】
○概要説明【１．要】

付議者　建設課長　大澤　正弘

【議案名】

報告第６号　損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について

【提案理由】

令和７年１２月３日に発生した町道上に事故に関し、損額賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により専決処分したため、同条第２項の規定に基づき議会に報告するもの。

【概　要】

１　損害賠償の額及び和解の内容

当事者	損害額	損害賠償額 （責任割合）	事故の概要
吉岡町	０円	１２，６５０円 （１００%）	相手方自宅前の町道小倉・陣場線において、道路側溝の一部が破損しておりその開口部に足を落とし、大腿部を打撲したもの。
相手方	１２，６５０円	０円 （０%）	

２　その他事項

今後、本件に関しては、双方と一切の債権債務関係はないことを確認する。

３　損害賠償の支払い

一般財団法人全国自治協会自動車損害協会（全国町村会総合賠償補償保険・一般会計より支出）にて対応とする。

【専決処分日】

令和８年４月９日

【上程予定】

令和８年第２回吉岡町議会定例会

【備考】

令和３年７月２８日付け吉総人第７５号「議案書における個人情報の取り扱いについて」に基づき、個人情報等（相手方及び事故発生場所）を表記しない。

様式第２号（第４条関係）

５月１２日　庁議提出案件【概要説明書】

資料番号４

●内　　容【３．議案事項（１．議案）】
○公　　開【１．公開】
○公開時期【１．庁議後】
○概要説明【１．要】

付議者　建設課長　大澤　正弘

【議案名】

議案第３５号　吉岡町特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

【提案理由】

吉岡都市計画特定用途制限地域の変更（駒寄スマートＩＣ産業団地西第１地区ほか２地区の変更）に伴う所要の改正を行うもの。

【概　要】

１　特定用途制限地域の追加（別表関係）
駒寄スマートＩＣの西側に造成される産業団地の西側に、新たに２地区の特定用途制限地域（駒寄スマートＩＣ産業団地西第１地区及び駒寄スマートＩＣ産業団地西第２地区）を都市計画決定するため、別表に地域の名称と制限すべき建築物の用途を追加する。

２　技術的改正（第４条関係）
その他、字句の整理を行うもの。

３　施行日（附則関係）
規則で定める日

【上程予定】

令和８年第２回定例会

様式第２号（第４条関係）

５月１２日　庁議提出案件【概要説明書】

資料番号５

●内　　容【３．議案事項（１．議案）】
○公　　開【１．公開】
○公開時期【１．庁議後】
○概要説明【１．要】

付議者　建設課長　大澤　正弘

【議案名】

議案第３６号　吉岡町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

【提案理由】

駒寄スマートＩＣ西周辺地区の追加に伴う吉岡都市計画地区計画の変更について、所要の改正を行うもの。

【概　要】

１　駒寄スマートＩＣ西周辺地区の内容について

（1）　計画区域の追加（別表第１及び別表第２関係）

別表に、新たに追加する地区整備計画区域を「駒寄スマートＩＣ西周辺地区地区整備計画区域」とし、計画地区の区分をＡ地区、Ｂ地区及びＣ地区の３地区とする。

（2）　建築物等の用途の制限（第４条及び別表第２関係）

産業団地としての良好な土地利用を維持し、周囲の住環境を保全するため、住宅に近い場所では、危険な工場、騒音・振動の大きい工場などの建築を規制する。

（3）　高さの最高限度（新第５条及び別表第２関係）

良好な環境保全のため、建築物の高さの最高限度を住宅に近いＡ地区では１５メートル、Ｂ地区では２５メートルとする。

（4）　敷地面積の最低限度（第６条及び別表第２関係）

良好な環境保全のため、建築物の敷地面積の最低限度をＡ地区では 1,000 平方メートル、Ｂ地区及びＣ地区では 3,000 平方メートルとする。

（5）　壁面の位置の制限（新第７条及び別表第２関係）

良好な環境保全のため、道路境界線から建築物の外壁等建築物の壁面線の位置を１０メートルから１５メートル以上とする。

（6）　罰則（新第１３条第１項第３号関係）

(3)及び(4)に違反した当該建築物の設計者に対し、１０万円以下の罰金を科する。

２　その他の規定の改正

（1）　罰則の対象の変更（新第１３条第１項第１号及び第３号関係）

敷地面積の最低限度に違反した場合の罰則及び建築主に故意がない場合におけるかき、さくの制限に違反した場合の罰則を、建築主から設計者に変更する。

３　技術的改正

（1）　両罰規定に係るただし書の削除（新第１３条第３項関係）
（2）　条項ずれ対応（新第６条、新第８条から新第１３条まで関係）
（3）　字句の整理（第２条、第４条、新第１０条、新第１１条、新第１３条及び別表第２

関係）

４　施行日（附則関係）
規則で定める日

【上程予定】

令和８年第２回定例会

様式第２号（第４条関係）

５月１２日　庁議提出案件【概要説明書】

資料番号６

●内　　容【３．議案事項（１．議案)】
○公　　開【１．公開】
○公開時期【１．庁議後】
○概要説明【１．要】

付議者　建設課長　大澤　正弘

【議案名】

議案第３７号　吉岡町建築協定に関する条例の一部を改正する条例

【提案理由】

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成４年法律第８２号）による用途地域の名称の変更があったため改正する必要が生じたもの。

【概　要】

１　建築協定に関する規定の改正

（1）　建築協定ができる区域（第３条関係）

建築協定ができる区域を、工業系用途地域（準工業地域、工業地域及び工業専用地域）を除く用途地域及び用途地域の指定のない区域内において住宅地としての環境又は商店街としての利便を高度に維持増進することが必要な区域として吉岡町長が告示して定める区域とし、第２条に規定する建築協定の目的に沿ったものとする。

（2）　建築協定の内容（新第４条関係）

建築協定の内容は、建築に関する法令、条例等に適合するものでなければならないものとする。

２　技術的改正

（1）　条ずれ対応（新第５条関係）

本条例による改正に伴う条ずれ対応を行うもの。

（2）　字句の整理（新第５条関係）

その他、字句の整理を行うもの。

３　施行日（附則関係）

公布の日

【上程予定】

令和８年第２回定例会

様式第２号（第４条関係）

資料番号７

５月１２日　庁議提出案件【概要説明書】

●内　　容【３．議案事項（３．承認）】
○公　　開【１．公開】
○公開時期【１．庁議後】
○概要説明【１．要】

付議者　税務会計課長　米沢　弘幸

【議案名】

承認第２号　吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて

【提案理由】

地方税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２号。以下「改正法」という。）が令和８年３月３１日に公布され、令和８年４月１日付けで施行されることに伴い、本条例の一部を速やかに改正する必要が生じ、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであり、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により専決処分したため、同条第３項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるもの。

【概　要】

１　軽自動車税環境性能割の廃止に伴うもの（第１８条の３、第１９条、第８０条第１項、第８１条、旧第８１条の３から第８１条の８まで、第８２条、第８３条、第８５条、第８７条から第９１条まで、旧附則第１５条の２から第１５条の６まで、附則第１６条及び附則第１６条の２関係）

軽自動車税の環境性能割を令和８年３月３１日をもって廃止し、これに伴い、現行の軽自動車税種別割を軽自動車税とするなど、所要の措置を講ずるもの。

２　町県民税に係る改正に伴うもの

(1)　同族会社大口株主等が支払いを受ける上場株式等の配当等について、引き続き、所得割の課税標準である総所得金額に含めることとすることに伴う規定の整備。（第３３条第３項及び附則第１６条の３関係）

(2)　住宅借入金等特別税額控除について、居住要件に伴う改正。（旧附則第７条の３、旧附則第７条の３の２、附則第８条第３項及び附則第２０条関係）

３　固定資産税に係る特例措置の拡充及び延長

(1)　新築住宅に係る税額の減額措置について、床面積要件の下限を４０㎡以上（現行：５０㎡以上）に引き下げるとともに、一定の災害ハザードエリアを特例対象外とする立地要件の見直しを行った上、適用期限を５年延長するもの。（附則第１０条の３第７項、第８項、第９項、第１０項、第１２項及び第１５項関係）

(2)　対象を特別特定建築物全般に広げ、現行１／３の特例率を１／２まで拡充し、適

用期限を３年延長するもの。（附則第１０条の３第１６項関係）

(3)　令和６年能登半島地震に係る被災住宅用地等に対する固定資産税の特例の新設。（附則第１０条の５関係）

４　技術的改正

(1)　条項ずれ対応

ア　改正法の施行に伴う条項ずれ対応を行うもの。（第９１条第２項及び附則第１０条の２関係）

イ　本条例の改正に伴う条項ずれ対応を行うもの。（附則第１０条の２、附則第１６条の３、附則第１７条、附則第１８条、附則第２０条及び附則第２０条の２関係）

(2)　字句の整理（第８０条第３項、第８１条第１項、第８１条第２項、附則第１６条第１項及び附則第１６条の２関係）

その他字句の整理を行うもの。

５　施行期日等

(1)　施行期日（本条例の附則第１条関係）

令和８年４月１日

(2)　固定資産税に関する経過措置（本条例の附則第２条第１項関係）

令和７年度分までの固定資産税については、従前の例によることとされたこと。

(3)　軽自動車税に関する経過措置（本条例の附則第３条第１項関係）

令和７年度分までの軽自動車税については、従前の例によることとされたこと。

６　専決処分日

令和８年３月３１日

７　上程予定

令和８年第２回定例会

様式第２号（第４条関係）

資料番号８

５月１２日　庁議提出案件【概要説明書】

●内　　容【３．議案事項（１．議案)】
○公　　開【１．公開】
○公開時期【１．庁議後】
○概要説明【１．要】

付議者　税務会計課長　米沢　弘幸

【議案名】

議案第３２号　吉岡町税条例の一部を改正する条例

【提案理由】

地方税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、所要の改正を行うもの。

【概　要】

１　個人住民税の控除等

(1)　復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正(第34条の7第2項及び附則第９条の2関係)

ふるさと納税に係る寄付金控除額のうち、特例控除額について、現行制度では、個人住民税所得割の２割が上限とされているが、１９３万円を定額上限として設定されるもの。

(2)　扶養親族等に係る所得要件の引き上げに係る改正に伴うもの。(第３６条の３の３第１項関係)

(3)　特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の適用期限の撤廃による改正。(附則第６条関係)

(4)　住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長に伴う改正。(附則第７条の３関係)

(5)　特定暗号資産取引に係る課税の見直し(附則第７条の4及び附則第19条の3関係)

暗号資産取引から生じる所得は、現行は総合課税とされているが、申告分離課税と設定される課税の見直しに伴うもの。

２　固定資産税の免税点（第６３条関係）

家屋に係る免税点を現行の２０万円から３０万円に、償却資産に係る免税点を現行の１５０万円から１８０万円にそれぞれ引き上げるもの。なお、土地については、前回改正時（平成３年）と比較して地価が下落しているため、免税点は据置。

３　技術的改正

(1)　条項ずれ対応

改正法の施行に伴う条項ずれ対応を行うもの。(第３６条の２第１項、第３６条の３の２第１項及び第５項並びに第３６条の３の３第６項、第５項、第４項及び第３項関

係）

4　施行期日等

(1)　施行期日（附則第１条関係）

ア　令和９年１月１日（第３６条の２第１項ただし書、第３６条の３の２及び第３６条の３の３並びに附則第６条及び附則第７条の３の２第１項の改正規定並びに本条例附則第２条第１項及び第２項の規定関係）

イ　令和９年４月１日（第６３条の２の改正規定及び附則第３条第２項の規定関係）

ウ　令和１０年１月１日（第３４条の７第２項の改正規定並びに附則第７条の４、附則第９条の２及び附則第１７条の２の改正規定並びに本条例附則第２条第４項の規定関係）

エ　金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和８年法律第５７号）の施行の日の属する年の翌々年の１月１日（附則第７条の４の改正規定及び附則第１９条の２の次に１条を加える改正規定並びに本条例附則第２条、第３条及び第５項の規定関係）

(2)　町民税に関する経過措置（附則第２条関係）

ア　第３６条の３の３第１項及び第２項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第３６条の３の３第１項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の吉岡町税条例第３６条の３の３第１項の規定による申告書については、なお従前の例による。

イ　新条例附則第７条の３第１項及び第２項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が令和８年１月１日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第１２号。以下「所得税法等改正法」という。）第７条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第４１条第１項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋又は同条第６項に規定する認定住宅等を同条第１項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、町民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第７条の規定による改正前の租税特別措置法第４１条第１項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋又は同条第１０項に規定する認定住宅等を同条第１項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

ウ　改正後の吉岡町税条例附則第７条の４の規定は、本条例附則第１条第３号に掲げる規定の施行の日（以下「３号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、３号施行日の属する年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

エ　改正後の吉岡町税条例附則第１７条の２第４項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が令和１０年１月１日以後に行う同条第１項の土地等の譲渡について適用する。

オ　改正後の吉岡町税条例附則第１９条の３の規定は、３号施行日の属する年度の翌

年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。

(3)　固定資産税に関する経過措置（附則第３条関係）

改正後の吉岡町税条例第６３条の規定は、令和９年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和８年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

５　上程予定

令和８年第２回定例会

様式第２号（第４条関係）

資料番号９

５月１２日　庁議提出案件【概要説明書】

●内　　容【３．議案事項（１．議案)】
○公　　開【１．公開】
○公開時期【１．庁議後】
○概要説明【１．要】

付議者　上下水道課長　永井　勇一郎

【議案名】

報告第７号　令和７年度　中央監視システム更新工事変更請負契約の締結に関する専決処分の報告について

【提案理由】

令和７年度　中央監視システム更新工事変更請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により専決処分したため、同条第２項の規定に基づき議会に報告するもの。

【概　要】

１　工事名称　　令和７年度　中央監視システム更新工事
２　契約方法　　条件付き一般競争入札による契約
３　契約金額　　変更前　７６，７８０，０００円
　　（内消費税額　６，９８０，０００円）
　　変更後　７７，４５１，０００円
　　（内消費税額　７，０４１，０００円）
４　請負者　　群馬県高崎市貝沢町甲９６５番地
　　クシダ工業株式会社　代表取締役　串田　洋介
５　補助金　　無　・　~~有~~

【専決処分日】

令和８年３月１１日

【上程予定】

令和８年第２回定例会

様式第２号（第４条関係）

資料番号 10

５月１２日　庁議提出案件【概要説明書】

●内　　容【３．議会提出案件（１．議案)】
○公　　開【１．公開】
○公開時期【１．庁議後】
○概要説明【１．要】

付議者　議会事務局長　岸　一憲

【件　名】

吉岡町固定資産評価審査委員会委員の選任について

【目　的】

現任の吉岡町固定資産評価審査委員会委員が令和８年７月３１日をもって任期満了となることに伴い、新たな委員の選任にあたり、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求めるもの。

【概　要】

１．候補者

※個人情報のため非公開

２．任期

令和８年８月１日から令和１１年７月３１日まで

【上程予定】

令和８年第２回定例会

【備　考】